

金沢・長野観光誘客協議会
令和8年度 米国西海岸誘客プロモーション業務
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

金沢市と長野市は東京を起点とする北陸新幹線の沿線都市である。両市は北陸新幹線で約1時間の距離に位置しているため、滞在時間の長い海外からの旅行者に対して、ターゲットを絞って効果的にPRすることで、両市へ誘客促進することを目的とする。

本業務では、ゴールドルートが主流の米国市場において、新たなルートであるレインボールートを中心都市である両市の異なる伝統文化や伝統工芸、自然体験などの観光資源を活用したプロモーションを実施することで、両市の認知度向上及び誘客促進を図る。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名
令和8年度 米国西海岸誘客プロモーション業務
- (2) 業務内容
別添「仕様書」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和9年3月19日まで

3 応募の条件

参加することができる者は、次に掲げる条件の全てに該当するものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 金沢市入札参加資格者名簿又は長野市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている

こと。

なお、名簿に登載されていない者が本プロポーザルに参加することを妨げないものとするが、受託候補者となった場合は、契約の締結前にいずれかの名簿への登載要件を満たすこと。

(5) 企画提案書の提出期限の日までに納期が到来する国税及び地方税を滞納していないものであること。

(6) 類似業務の受注実績が過去5年以内にあり、確実に業務を履行できるものであること。

4 提案上限額

6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、委託業務の内容の実施にかかる全ての費用を含む。

提案にあたっては、全体の経費見積もりを行うこと。

5 選考の流れ

項目	期限
①実施要領の公表	令和8年7月3日（金）
②質問の受付	令和8年7月10日（金）正午まで
③参加申込書の受付	令和8年7月17日（金）正午まで
④企画提案書の受付	令和8年7月24日（金）正午まで
⑤審査結果の通知	令和8年8月上旬（予定）

6 関係書類の入手方法

本プロポーザルの関係書類は、以下のページからダウンロードすること。

・金沢市観光協会ホームページ

https://www.kanazawa-kankoukyoukai.or.jp/everyone/article/detail_694.html

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要領に定める質問票（様式1）により提出すること。

(1) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。提出の際は、件名を「【質問票提出】令和8年度 米国西海岸誘客プロモーション業務」とすること。メール送信後に、到着確認のため、電話で連絡をすること。

【宛先】金沢市観光政策課誘客推進室 宛

promotion@city.kanazawa.lg.jp (TEL:076-220-2759)

(2) 提出期限

令和8年7月10日（金）正午まで

(3) 回答方法

回答は質問者へメールにて回答するとともに、金沢市観光協会ホームページへ掲載する。なお、評価基準の配点に関する内容や、他の応募者に関する内容等の質問については受

け付けない。

8 プロポーザル参加表明の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、以下の要領により関係書類を提出すること。
なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めないので注意すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式2）
- イ 会社概要及び業務実績（様式3）

(2) 提出方法

以下の宛先に郵送または電子データで提出すること。

【郵送】

（送付先）〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1
金沢市観光政策課誘客推進室 宛

※【参加表明書提出】令和8年度 米国西海岸誘客プロモーション業務」在中と記載すること

【電子データ送付】

（宛先）金沢市観光政策課誘客推進室 宛
promotion@city.kanazawa.lg.jp （TEL:076-220-2759）

提出の際は、件名を「【参加表明書提出】令和8年度 米国西海岸誘客プロモーション業務」とすること。メール送信後に、到着確認のため、電話で連絡をすること。

(3) 提出期限

令和8年7月17日（金）正午まで

9 企画提案書の作成

企画提案書は1者につき1案のみとし、以下の要領により関係書類を提出すること。

(1) 業務実施内容

- ・別紙「仕様書（案）」に基づいた企画案とすること。仕様書によらない企画案も受け付ける。但し、仕様書の事業項目のうち、企画案に含めないものがある場合は、その理由を記入すること。

(2) 企画提案内容

- ・以下の項目を盛り込んだ企画提案書を提出すること。（※記載順序は任意とす
 - （i）企画提案者の概要
 - （ii）企画提案内容
 - ・業務内容
 - ・スケジュール及び業務実施体制

(3) 再委託の有無（ただし、発注者の承諾を要するものに限る。）

- ・再委託をする場合は、再委託する事業者名、住所、業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額を記載すること。（様式不問）
（業務範囲に旅行業に該当する行為を含む場合は、旅行業の登録番号）
- ・再委託する業務範囲、再委託の必要性については具体的に記載することとし、下記

(i) ~ (iii) が明確に判断できるようにすること。

※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における (i) (ii) に限る。

(i) 「業務の主たる部分」 (業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等) . . . 再委託に際し、発注者の承諾を要する。

(ii) 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
. . . 再委託に際し、発注者の承諾を要する。

(iii) 「軽微な業務」 (コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)
. . . 再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

(4) 参考見積及びその内訳

・経費の見積には、提案内容に係る全ての費用を含むこと。(ただし、仕様書案で費用に含まない旨の記載があるものは除く。) それぞれの項目・単価・数量等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、実費類と必ず区分して記載すること。

(5) その他

・企画書には提案者が特定できるもの(社名・個人名等)を一切記載しないこと。

※「企画書の表記等で提案者が特定できないようにし、公正な審査が行える環境を整える」という、本注意事項の趣旨を踏まえ、企画書を作成すること。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類 (以下2点 [ア、イ])

ア 企画提案書の提出について (様式4)

イ 企画提案書 (様式任意)

(2) 提出形式

・以下のとおり、「郵送」及び「電子データ」にて提出すること。

【郵送】

ア 企画提案書の提出について (様式4) 1部

イ 企画提案書 (様式任意、A4版) 2部

内訳：(i) 提案者名の記載があるもの：1部

(ii) 提案者名の記載がないもの：1部

【電子データ送付】

ア 企画提案書の提出について (様式4)

イ 企画提案書 (様式任意、A4版)

内訳：(i) 提案者名の記載があるもの：1部

(ii) 提案者名の記載がないもの：1部

(3) 提出方法

以下の宛先にそれぞれ提出すること。

【郵送】

(送付先) 〒920-8577 石川県金沢市広坂1-1-1

金沢市観光政策課誘客推進室 宛

※「【参加表明書提出】令和8年度 米国西海岸誘客プロモーション業務」在中と記載すること

【電子データ送付】

(宛先) 金沢市観光政策課誘客推進室 宛

promotion@city.kanazawa.lg.jp (TEL:076-220-2759)

提出の際は、件名を「【参加表明書提出】令和8年度 米国西海岸誘客プロモーション業務」とすること。

(4) 提出期限

令和8年7月24日(金)正午まで

(5) 留意事項

- ア 本要領及び仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲でできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。
- イ 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、全て提案者の負担とする。
- ウ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。
- エ 提出後のデータの差し替えや修正は一切認めない。
- オ 提出された書類は返却しない。
- カ 金沢市または長野市から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

11 説明会

本業務の企画提案を公募するにあたっての説明会は開催しない。

12 審査方法

(1) プレゼンテーション

本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。

(2) プロポーザルの審査

ア 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加表明書、企画提案書等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託の受託候補者として選定する。

イ 審査基準

審査項目	評価基準
1. 基本的な考え方	(1) 米国西海岸誘客プロモーション業務の目的や取組、本業務の狙いに対する理解があるか。
2. 企画内容	(1) 提案された内容は、金沢市・長野市の魅力を伝えるとともに、広域観光を促進するに適したものであるか。 (2) 提案された内容は、具体的かつ実現性の高い提案か。

3. 業務実績及び業務執行能力等	<p>(1) 十分な能力と経験を有する管理責任者及び担当者等が配置され、業務を円滑に遂行できる体制が確保されているか。</p> <p>(2) 事業実施スケジュールは妥当か。</p>
------------------	--

ウ 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の受託候補者とする。

エ 企画提案書提出期限の日から概ね2週間以内に選定した企画書を提出した企画競争参加者に対して、結果を書面で通知する。

オ 選定結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。

カ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

13 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した受託候補者と金沢・長野観光誘客協議会が協議し、委託契約に係る詳細を確定した上で金沢・長野観光誘客協議会と契約を締結する。

(2) 契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した詳細に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

(3) その他

受託候補者と金沢・長野観光誘客協議会との間で行う協議が整わない場合、又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。